資料４

情報公開及び個人情報保護について

１　現行制度

「**広島県情報公開条例**」…県民の行政文書の開示を求める権利及び行政文書の開示等の実施に関し必要な事項を定める。（県民に対する説明責任，公正で開かれた県政の推進）

「**広島県個人情報保護条例**」…個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。（県政の適正かつ円滑な運営，個人の権利利益の保護）

それぞれの条例で「**実施機関**」を定義

…「実施機関」とは，知事，教育委員会，公安委員会，警察本部長，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会，内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者をいう。

２　問題点

公立大学法人化に伴い，県立広島大学，広島県立大学，県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大学が「広島県情報公開条例」及び「広島県個人情報保護条例」の「実施機関」でなくなる。

３　実施案案

「広島県情報公開条例」及び「広島県個人情報保護条例」を改正し，公立大学法人県立広島大学を両条例の「実施機関」に加える。

【理由】

公立大学法人は，「地方独立行政法人法」によって，地方自治体のみが設立することができる法人であり，その業務内容は，設立団体である県の施策の一部を担っていると認められることから，県民に対する説明責任を果たすことができるよう，情報公開条例の実施機関とすることが適当である。同様に，県の個人情報保護制度を推進する上で，同法人が保有する個人情報についても，個人情報保護条例の実施機関と同様の責務を負うことが適当である。

４　他都府県の状況

既に法人化している都府県では，全て，条例を改正し，地方独立行政法人を「実施機関」に加えている。来年度法人化を予定している県も同様の方針である。

秋田県（H16.4），岩手県（H17.4），福島県（H18.4），東京都（H17.4），滋賀県（H18.4），大阪府（H17.4），和歌山県（H18.4），山口県（H18.4），福岡県（H18.4），長崎県（H17.4），熊本県（H18.4），大分県（H18.4），静岡県（H19.4 予定）　（　）は施行時期